

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年6月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都消費生活有資格者の会

(2) 代表者の氏名

小嶋 信婦

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区柳馬場二条上がる六丁目283番地の1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く府民に対して、消費生活に関わる調査・研究及び消費者、企業、行政に啓発・提言などの消費者の権利を守り、消費者の保護をはかる活動に関する事業を行い、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月15日

(文化市民局地域自治推進室)